

規制の事前評価書

評価実施日：平成24年11月22日

政策	河川法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	水管理・国土保全局水政課 河川環境課	担当課長名	藤原 健朗 金尾 健司
規制緩和の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【関連条項】 河川法第9条第2項 第23条 河川法施行令第2条第1項第3号イ</p> <p>【内容】 現在、発電のためにする水利使用は、従属発電※1で従属元の水利使用を都道府県知事が許可しているものを除き、全て特定水利使用※2とされ、指定区間内の一級河川においても全て国土交通大臣の許可が必要となり、また、許可に当たって関係行政機関との協議等が必要となっている。</p> <p>※1 従属発電：法第23条の流水占用許可を受けた水利使用（例：河川から取水した農業用水等）（従属元の水利使用）を利用して、当該水利使用の範囲内で発電するもの。 従属元の水利使用を都道府県知事が許可している従属発電については、既に特定水利使用から除外されており、指定区間内の一級河川について都道府県知事等の許可で足りることとなっている。</p> <p>※2 特定水利使用：流水の占有による水利使用のうち、広域にわたる水資源開発とその合理的利用についての利害関係を国家的見地から調整する必要があるもの。具体的には以下のとおり。（河川法施行令第2条第1項第3号）</p> <p>イ 発電のためにするもの。ただし、当該発電が、次に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。</p> <p>(1) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の水利使用であつて給水人口が一万人未満の水道のためにするもの</p> <p>(2) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の鉱工業用水道のためにするもの</p> <p>(3) 取水量が一秒につき最大一立方メートル未満の水利使用であつてかんがい面積が三百ヘクタール未満のかんがいのためにするもの</p> <p>(4) 発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のためにするもの</p> <p>ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの</p> <p>ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの</p> <p>ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの</p> <p>② 規制緩和の目的 指定区間内の一級河川における小水力発電に係る水利使用については、都道府県知事の許可で足りることとする等により、申請者の負担を軽減し、小水力発電の導入を円滑化する。</p> <p>③ 規制緩和の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p>		

3 地球環境の保全

b 関連する施策目標

9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

c 関連する業績指標

—

d 業績指標の目標値及び目標年度

—

e 規制緩和により達成を目指す状況についての具体的指標

小水力を含む水力発電の総発電電力量に占める割合を、2010年の8%から2030年には11%にまで高める。(日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)では、「原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援していくことが必要」であり、再生可能エネルギーを「この20年弱の間に25%から30%以上(水力を除くと13%から19%以上)にまで拡大させる」こととされていることに基づくもの。)

小水力を含む水力発電について、2030年までに250億kWhの新たな開発を行う。(革新的エネルギー・環境戦略(平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定)でも、「再生可能エネルギーは、2010年1,100億kWhから、2030年までに3,000億kWh(3倍)[水力を除く場合、250億kWhから、2030年までに1,900億kWh(8倍)]以上の開発を実現」することとされていることに基づくもの。)

④ 規制緩和の内容

現在、発電のためにする水利使用は、従属発電で従属元の水利使用を都道府県知事等が許可しているものを除き全て特定水利使用とされ、指定区間内の一級河川においても全て国土交通大臣の許可が必要となり、また、許可に当たって関係行政機関との協議等が必要となっている。

このうち、小規模な水力発電(出力が最大1000kw未満のもの)のためにする水利使用については、特定水利使用から除外する。

これにより、指定区間内の一級河川におけるものは、都道府県知事等の許可で足りること等になる。

⑤ 規制緩和の必要性

○ 上記③eに記載の通り、小水力を含む水力発電の総発電電力量に占める割合を、2010年の8%から2030年には11%にまで高める必要があり、また、小水力を含む水力発電については、2030年までに250億kWhの新たな開発が必要となっている。(=目標と現状のギャップ)

○ 指定区間内の一級河川における小水力発電に係る水利使用であっても、水利使用の申請者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない、また、申請に対する処分をしようとするときは、関係行政機関との協議等が必要であるため、小規模な水力発電にも関わらず事務が複雑になっている。(=原因分析)

○ このような事態を簡素化し、許可申請者の負担の軽減を図るため、指定区間内の一級河川におけるものは、都道府県知事の許可で足りること等とすることで、小水力発電の導入が円滑に進むようにする必要がある。(=課題の特定)

○ 小水力発電に係る水利使用については、特定水利使用から除外し、指定区間内の一級河川におけるものは、都道府県知事等の許可で足りるものとする。(=規制緩和の具体的内容)

<p>想定される代替案</p>	<p>指定区間内の一級河川における小水力発電に係る水利使用については、都道府県知事等への届出で足りるものとする。</p>
<p>規制緩和の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 特になし。 b 行政費用 都道府県等における審査経費が増加する。(ただし、国における審査経費が減少するため、全体としては、変化が生じないものと考えられる。) c その他の社会的費用 特になし。 <p>② 代替案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 特になし。 b 行政費用 特になし。 c その他の社会的費用 小水力発電のためにする水利使用であっても、水利使用許可に係らしめなければ、河川管理者による適切な審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っている事実が判明したとしても、届出制では、水利使用の廃止等を徹底することが困難となり、限られた河川の流量が、他の水利使用者に公平・公正に配分されず、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。
<p>規制緩和の便益</p>	<p>① 当該規制緩和案における便益の要素</p> <p>小水力発電に係る水利使用の許可については、特定水利使用から除外されることにより、許可申請のあった区間について現に管理の事務を行い、その状況をよく知る都道府県知事等が審査を行うことになること、また、許可の際の関係行政機関との協議が不要になるなど許可手続が簡素化されることにより、許可までの期間が従来よりも短縮し、申請する者の負担が軽減される。</p> <p>② 代替案における便益の要素</p> <p>審査の期間がなくなるため、許可申請に比べて手続が簡略化され、水利使用者の負担が更に軽減される。</p>
<p>規制緩和の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>本案については、費用の増加はなく、小水力発電に係る水利使用の申請者は、許可手続が簡略化されることにより、許可までの期間が従来よりも短縮し、負担が軽減されるので、小水力発電の導入が促進され、もって環境保全に寄与することが可能となる。</p> <p>一方、代替案については、手続は許可申請に比べて簡略化されるものの、水利使用について河川管理者による適切な審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っている事実が判明したとしても、届出制では、水利使用の廃止等を徹底することが困難となり、限られた河川の流量が、他の水利使用者に公平・公</p>

	<p>正に配分されず、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。 従って、本案の方が代替案より優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>「エネルギー分野における規制・制度改革に係る対処方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定） 18「小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化」 ・一定の流量や発電規模等の要件に該当する小規模な水力発電については、関係機関と調整し、水利使用区分を例えば「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討し、結論を得る。（平成 24 年度検討・結論、結論を得次第措置）</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>平成 29 年度末に RIA 事後検証シートによる事後検証</p>
<p>その他 （規制緩和の有効性等）</p>	<p>許可申請の負担が軽減されることにより、小水力発電の導入が進み、環境負荷の低い新エネルギー等の利用が促進され、もって環境保全に寄与することが可能となる。</p>